

介護保険における利用者負担などの減額制度

介護保険では本人や世帯の所得に応じて、下記のような利用者負担などの減額制度を設けています。介護保険を利用している方もこれから利用していく方もこれらの減額制度を活用してください。

負担限度額制度

介護保険施設（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設）へ入所（または短期入所）をした時にかかる食費・部屋代を通常よりも減額する制度です。

■対象者の要件■

利用者負担段階	対象者
第1段階	・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方 ・生活保護を受給している方
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が年間80万円以下の方
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で第1段階と第2段階に該当しない方
基準段階	・上記のいずれにも該当しない方

■費用額■

利用者負担段階	一日あたりの部屋代					一日あたりの食費
	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室（老健）	従来型個室（特養）	多床室	
第1段階	820円	490円	490円	320円	0円	300円
第2段階	820円	490円	490円	420円	320円	390円
第3段階	1,640円	1,310円	1,310円	820円	320円	650円
基準段階	1,970円	1,640円	1,640円	1,150円	320円	1,380円

平成17年度税制改正（高齢者の非課税限度額の廃止）の影響で新たに住民税が課税された方は、利用者負担段階は基準段階に該当することになりますが、下記 のいずれにも該当する方は、緩和措置を受けることができます。（平成20年度以降は緩和措置はありません）

税制改正がないとした場合、世帯全員が住民税非課税の方
地方税法上、個人住民税に係る経過措置対象者、または個人住民税に係る経過措置対象者と同世帯の方

負担限度額制度を活用するには？・・・下記の申請が必要です。

- 申請場所：紀の川市役所高齢介護課（那賀保健福祉センター2階） または
紀の川市役所各支所（打田分室・粉河支所・桃山支所・貴志川支所）
- 申請に必要なもの：負担限度額認定申請書（上記申請場所に置いています）
印鑑

申請受付の後日、高齢介護課で審査を行い結果を通知します。

裏面もご覧ください

社会福祉法人等利用者負担軽減制度

利用者負担軽減の実施を紀の川市に申し出た社会福祉法人等が提供する下記のサービスについて、利用者負担割合を通常よりも軽減する制度です。

■対象者の要件■

対象者	対象サービス	利用者負担割合 (通常は10%)
次のいずれにも該当する方 世帯全員が住民税非課税であること。 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。 日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。 介護保険料を滞納していないこと。	訪問介護 介護予防訪問介護 通所介護 介護予防通所介護 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 介護老人福祉施設サービス 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 地域密着型介護老人福祉施設サービス 小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 上記～のサービスは、紀の川市では現在サービス事業者がありません。	7.5% ただし、老齢福祉年金受給者は5%

社会福祉法人等利用者負担軽減制度を活用するには？・・・下記の申請が必要です。

- 申請場所：紀の川市役所高齢介護課（那賀保健福祉センター2階）
- 申請に必要なもの：社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書（上記申請場所に置いてあります）
収入等申告書（上記申請場所に置いてあります）
世帯全員の預貯金通帳
印鑑

預貯金額や資産等の確認が必要なため、申請受付の後日、担当職員がお宅を訪問いたします。
確認が完了しましたら結果を通知します。

利用者負担額減額・免除（災害等による減免）制度

災害や、生計中心者の死亡・入院などにより収入が著しく低下し生計が困難となった場合に、介護サービスの利用者負担の減額・免除を受けることができる制度です。

利用者負担額減額・免除（災害等による減免）制度を活用するには？・・・高齢介護課へ要相談

この制度は極めて特別な場合にのみ適用することになるため、高齢介護課へ直接お越しいただき、十分な相談の上、必要な手続きを説明させていただきます。

問合せ先：高齢介護課 介護保険係

☎0736-75-5328（直通）

☎0736-75-3111（代表）